

国有林野法による京都府社寺上地林の境内編入に示された 「風致林野」の防災的意義

THE ROLE OF DISASTER PREVENTION IN TEMPLES AND SHRINES' FORESTS OF KYOTO SHOWN IN THE NATIONAL FORESTS ACT (1899)

青柳憲昌¹・山口祐史²
Norimasa Aoyagi and Yuji Yamaguchi

1 立命館大学講師 理工学部建築都市デザイン学科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

Lecturer, Ritsumeikan University, Dept. of Architecture and Urban Design

2 東京大学大学院 工学系研究科建築学専攻 (〒113-8654 東京都文京区本郷7-3-1)

Graduate Student, University of Tokyo, Dept. of Architecture

Although, in the course of land reform in the early Meiji era, the government had confiscated and nationalized the domains, including the forests, of shrines and temples, it legislated on the incorporation of the national forests again into their precincts in accord with the National Forests Act enacted in 1899. The law required shrines and temples to testify that the forests were necessary as the “forest landscape”, in terms of external beauty in appearance, administration of shrines and temples' activities, and disaster prevention. Judging from the survey maps, the incorporated areas tended to be clearly larger in the case when the reasons for disaster prevention had been accepted.

Keywords : Kyoto, Confiscated Forests, National Forests Act, Forest Landscape

1. 序

周知のように、明治新政府による封建的領有制解体の一環として、いわゆる「社寺領上知令」が明治4年1月5日に布告され、次いで明治8年6月29日に「社寺境内外区画取調規則」が定められた。これにより全国の社寺が領有していた広域の林野（朱印地・除地）が国有化、すなわち「上地」¹⁾され、社寺の境内地は大幅に削減された。しかし、その後の官林払い下げ政策などによる森林破壊の進行を背景に、「国有林野法」が明治32年3月22日に公布され、同法第三条第三項に「社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得」（傍点引用者、以下同じ）と定められたことで、社寺上地林は（境内に必要な）「風致林野」と認められれば、社寺境内に「編入」できる——官有地第三種（官有林）から官有地第一・四種（官有境内）に地種を組み換えて、上地林を再び境内として扱える——ようになった。こうした「境内編入」は、時期的に見れば、そのほとんどが明治期に実施された²⁾。

従来この「境内編入」については、林政史あるいは農政史の通史の中で制度的に概観されているにすぎず³⁾、その運用の実態は十分に解明されているとはいえない。とりわけ「境内編入」の面積が全国の府県で二番目に大きかった京都府について見ても、たとえば『清水寺史』⁴⁾など個別の社寺史の中で境内編入に触れるものはあるが、あくまで断片的で、そもそもどの社寺に境内編入があったのかという全体像も示されないままである⁵⁾。本稿は、当時の行政文書をもとに京都府における多数の社寺の境内編入の実態について考察しつつ、当時認識されていた「風致林野」の意義は、今日のように自然景観（風景美）の保存だけに見られていたのではなく、その防災的意義が大きく見られていたことを指摘するものである。

京都府の社寺の「境内編入」に関する資料としては、京都府立総合資料館蔵の「京都府庁文書」と「社寺

境内外区別図」⁶⁾があり、これらはいずれも本稿で用いた主な資料である。前者は境内編入に関する様々な行政文書が綴じられたものであり、その中には社寺が府や国に提出した願書（境内編入を求める理由を記す文書）や、その願書をもとに境内の現地調査を行った大阪大林区署⁷⁾の意見書などが含まれている。後者の資料は明治8年に定められた「社寺境内外区画取調規則」にもとづき同年から明治18年頃までに作成されたもので⁸⁾、「社寺境内外区別取調帳」と合わせ、この図を見れば、境内編入された面積やその区域の地理的位置を知ることができる⁹⁾。これらの資料により境内編入の出願理由とそれが許可された区域をあわせて知ることができる社寺は合計36あり、うち寺院は21であるが、昭和初期の統計資料によれば京都府全体の境内編入のあった寺院は42であるから¹⁰⁾、本稿は京都府全体のおよそ半数を考察対象としたことになる。

2. 国有林野法に規定された「風致林野」の意義

(1) 国有林野法第三条第三項の成立過程

明治32年に公布された国有林野法は、社寺上地林の「境内編入」に関して下記のように規定している。

第一条 此ノ法律ニ於テ国有林野ト称スルハ国ノ所有ニ属スル森林原野ヲ謂フ

第三条 (第一項) 前条ノ国有林野ト雖モ他ノ官有地ニ編入スルノ必要アルトキハ之カ組換ヲ為スコトヲ得

(第二項) 組換ヲ為シタル土地ニシテ其ノ使用ヲ廢シタル場合ニ於テ林野ニ復スヘキ必要アルモノハ更ニ国有林野ニ編入ス

(第三項) 社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得

(「国有林野法」『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』営繕管財局国有財産課編、1926、p. 260)

このように第三条のうち社寺上地林に関するものは第三項に規定されているが、帝国議会における同法の成立過程を見ると、以下に示すように、そもそも政府原案にはこの第三項の条文はなく、議会中の修正意見によってこの条文が加えられたことがわかる¹¹⁾。

帝国議会議事録によれば、明治30年3月15日の第十回帝国議会に政府が提出した「国有林野法案」には、国有林の編入を規定する第三条はなく¹²⁾、明治32年1月31日の第十三回帝国議会の政府案に第三条が現れるものの、この時点でもまだ第一項と第二項のみで、第三項はない¹³⁾。第三項の初出は、明治32年2月24日の「第十三回帝国議会衆議院国有林野法案外三件審査特別委員会」においてであり、そこでは佐々木正蔵が「社寺上地林ニシテ祭典法要及風致ニ必要ナルモノハ其境内ニ組換ヲ為スヘシ」との修正意見を出し、また高岡忠郷も「社寺上地ニシテ其ノ境内ニ属スヘキ風致林野ハ風景保存ニ足ルヘキ区域ヲ定メテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得」という修正意見を提示した¹⁴⁾。ここに「風景保存ニ足ルヘキ」という文言があるように、高岡はこの修正案を提出した理由について以下のように説明している。

「此修正ヲ提出シマシタノハ、此社寺ノ風景ヲ保存スルト云フコトハ、是ハモウ一般同感デゴザイマセウト思フノデ、今日ノ処分ニ依ッテ、或ハ之ヲ随意契約ニシ、売払又ハ下戻ト云フヤウナ変動ヲ致シマスモノハ、風致ヲ損ズル恐レガアルト思フ」(「第十三回帝国議会衆議院国有林野法案外三件審査特別委員会速記録 第七号」明治32年2月24日、p. 75)

このように高岡は、国有林が民間に払い下げられることによって森林が伐採されてしまうことを懸念し、社寺の「風景保存」のために自然破壊への対策として上地林を「風致林野」として境内編入する必要があると主張している。また「是ハモウ一般同感デゴザイマセウ」という発言からは、こうした見方が当時一般の通念になっていたこともうかがえる。こうした点を考えれば、第三項にいう「風致林野」とは、そもそも社寺周辺の森林の「風景美の保存」を意図したものだったと見てよいだろう。

上記の高岡案は、さらに明治32年2月28日の第十三回帝国議会において「社寺上地ニシテ其境内ニ必要ナル風致林野ハ区域ヲ画シテ社寺現境内ニ編入スルコトヲ得」と修正が加えられ¹⁵⁾、3月9日に貴族院を通過し、最終的に採決された¹⁶⁾。このように法案成立の過程で、第三項の条文から「風景」という文言が消失したが、その理由については議事録からはよくわからない。しかし、これにより「風致林野」の意味を「風景美の保存」に限定せず、より広い観点から「風致林野」を捉えうるようになったともいえる。すなわち、社寺にしてみれば、上地された林野を再び境内に戻すために、境内周辺の林野の意義を明確化し、その必要性を国に説得する必要が出てきたわけである。

(2) 「境内編入願」などの行政文書に示された「風致林野」の意義

国有林野法には「境内ニ必要ナル風致林野」がどういふものなのかについての判断基準は規定されていない。この点に関しては、農商務省および内務省が大阪大林区署にあてて通牒した「国有林野法ニ依ル境内編入出願ノ際取扱方ノ件」(明治39年2月17日、農商務省内務省訓令林発第三号、以下「取扱方ノ件」と略記する)の第二条に、国有林野法第三条第三項の「社寺境内ニ編入シ得ヘキ箇所」に該当するものとして下記の5項目があげられている¹⁷⁾。大林区署はこれらの項目をもとに現地を調査し、境内編入の可否についての意見書を提出するのだから、この基準は同法が規定する「風致林野」の存在意義を明文化したものといえる。

第二条 社寺境内ニ編入シ得ヘキ箇所ハ左ノ各号ノ一ニ該当シ其社寺ニ相当スル区域ニ限ル

- 一、社寺ノミノ風致ニ必要ナル箇所
- 二、祭典、法要又ハ参詣道ニ必要ナル箇所
- 三、歴史若クハ古記社伝等ニ於テ社寺ト密接ノ縁故アル箇所
- 四、社寺ノ建築ニ要スル箇所
- 五、特ニ社寺ノミノ災害防止(濫リニ防風林ト称スル類ヲ除ク)ノ為必要ナル箇所

(『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』宮繕管財局国有財産課編、1926、p. 287)

むろんこうした法文をただけでは各項目が具体的にどういふものを示すのかはよくわからないが、上地林の境内編入を要求する社寺が作成した出願書には、どのような点でそれが境内に必要なのかについての説明が記されているので、以下ではそれをもとに各項目の具体的内容について見ることにする。境内編入が実施された京都府の社寺のうち、今回収集できた願書「境内編入願」¹⁸⁾は36社寺(49件)のものがある(表)。

表 京都府社寺の「境内編入願」に示された「風致林野」の意義

簿冊番号	社寺名	番号	文書名	日付	風景美の保存		社寺運営				防災				充足率 %			
					「風致」	美観	法要祭典	参詣道	用水整備	古跡	建設用地	砂防	防風	防火用水		河川防潮		
明 36-75	光福寺	1	官有林復旧之義ニ付請願	M29. 2	●								●			100		
		2	官有林地復旧之義ニ付再願	M34. 8	●								●			100		
	東福寺	3	上地境内復旧願	M29. 11	●		●					●				100		
	西芳寺	4	境内編入願	M32. 12	●	幽美				●						27		
明 37-48	清水寺	5	上地山林復旧御願	M29. 2	●		●				●	●				53		
		6	御答書	M33. 7	●	絶佳				●			●					
	如意寺	7	現境外上地官林復旧願	M29. 1	●	明媚			●			●					92	
		8	境内編入願	M36. 9	●		●	●										
	海住山寺	9	現境内復旧御願	M29. 8	●		●	●	●									
		10	理由書	M33. 6	●		●	●	●				●	●			45	
		11	理由書	M34. 2	●	優美		●	●			●	●					
	正法寺	12	境内編入願	M34. 7	●		●		●			●		●			11	
	法輪寺	13	境内編入願	M33. 6	●		●			●	●						21	
	志明院	14	境内編入願	M35. 3	●		●						●				51	
		15	境内林編入之義ニ付追願	M37. 4	●					●								
法華寺	16	境内編入願	M34. 1	●	旧観	●	●				●					37		
高台寺	17	境内編入願	M33. 5	●				●				●	●			4		
明 38-40	歡滝寺	18	境内編入願	M36. 5	●	幽邃			●				●				55	
		19	寺院上地境内編入御願書	M34. 3	●												0	
	天寧寺	20	境内編入願	M35. 5	●	幽趣											12	
		21	境内編入出願ニ付追願	M37. 11	●				●				●				不明	
	月輪寺	22	境内編入願	M34. 6	●	優美	●	●		●							54	
	永林寺	23	境内編入願	M36. 1	●				●				●	●			100	
		24	境内編入願ニ就テノ理由	M36. 4	●				●				●	●				
本願寺	25	上地官林復旧願	M29. 1	●				●								33		
法然院	26	現境内接続官林地復旧御願	M29. 4	●	閑雅	●	●	●	●							100		
清閑寺	27	旧境内上地山林御下付願	M29. 7	●	閑雅	●	●	●	●					●		4		
龍安寺	28	上地山林境内編入願	M38. 6	●	絶佳	●	●	●	●							44		
青蓮院	29	飛地境内編入願	M41. 12	●	美観	●		●	●							100		
明 36-69	大原神社	30	境内編入願	M34. 12	●	絶佳											0	
		31	境内編入願	M34. 8	●	壯観											0	
明 36-72	男山八幡宮	32	境内編入願	M36. 7	●	勝地				●			●				100	
		33	境内編入願	M36. 8	●	名勝地		●									0	
	34	境内編入願之義ニ付追願	M37. 10	●	風光		●			●								
	天岩戸神社	35	境内編入願	M39. 2	●	絶佳			●									0
		36	境内編入願	M40. 5	●			●		●								
		37	境内復旧願	M36. 10	●													
	皇太神社	38	境内復旧願	M39. 8	●													35
39		境内復旧願之義ニ付追願	M40. 5	●							●							
明 39-38	八幡神社	40	境内編入願	M36. 3	●		●										3	
		41	境内編入願	M36. 4	●	景容											17	
	加茂神社	42	境内編入願	M36. 4	●	景容			●								21	
	桑田神社	43	上地森林境内編入願	M34. 6	●	勝地	●										4	
	若宮神社	44	国有林境内編入上願書	M38. 5	●		●		●	●							100	
	天徳日命神社	45	境内編入願	M34. 6	●	名勝地				●	●						55	
	藤神社	46	境内編入願	M36. 3	●				●			●					100	
	綴喜天満宮	47	上地官有地境内地ニ復旧之儀御願	M29. 1	●												100	
明 41-50	岩城神社	48	境内編入願	M33. 6	●												100	
		49	官有林境内編入御願書	M39. 5	●	絶佳	●										38	

※ 京都府立総合資料館蔵「京都府庁文書」により作成したものであり、「簿冊番号」は同館の整理番号を示す。
 ※ 表中の「●」は該当する記述があることを示す。「日付」欄の「M」は明治を意味する。なお「番号」欄の番号は便宜上のものである。
 ※ 「充足率」とは「境内編入(復旧)願」に記載の社寺側の編入希望面積に対する編入許可面積の割合である。

A) 風景美の保存

まず、前記「取扱方ノ件」の「一、社寺ノミノ風致ニ必要ナル箇所」の「風致」の意味は、法令上定義が与えられていないので正確にはわからない。しかし、前記のように同法案の成立過程において「風致林野」は、そもそも「風景保存」の文脈で出てきた言葉であったから、この「風致」も「風景美」を多く含意していると考えてよいだろう。既述のように国有林野法の形式上「風致林野」は、社寺上地林の「境内編入」の前提条件であったので、社寺の「境内編入願」には必ず「風致」という語が用いられている。

「風致」の意味をさておいても¹⁹⁾、今回収集した「境内編入願」を見ると、上地林の「風景の美」を説明する事例は23件もある。たとえば、西芳寺の「山林ノ幽美ナルコトハ古来世人ノ讚賞スル所ニ御座候」(表の番号4の資料、以下同じく資料番号は表と対応)の「幽美」という語や、天岩戸神社の「自然ノ風致絶佳ニシテ山陰道中著名ノ名勝地ナル」(資料35)の「絶佳」という語などを用いつつ自然景観を賛美する記述は数多い。この点を考えても、「風致」は社寺周辺の森林の見た目の美しさ、すなわち美観を意味していることがよくわかる。記述の内容は、いずれも上地林の払い下げ、あるいは上地後の国による管理の不徹底により自然景観の破壊が進んでいることを指摘し、それゆえ上地林の境内編入を要求するというものである。

B) 社寺運営上の必要性

「取扱方ノ件」の5項目を見ると、「二」～「四」は「社寺運営上の必要性」にまとめることができる。つまり、それらはいずれも社寺領上知令により境内が大幅に縮小されたことにより、様々な点で社寺の運営上の不都合が生じたことを訴えるものである。「社寺境内外区画取調規則」によって「境内地」は「祭典法要ニ必需之場所」と定められ、これにより「境内地」は大幅に削減されたのであったが、下記のようにそれによる運営上の不都合を訴える社寺は少なくなかったのである。これは、そもそも上地以前の社寺周辺の林野が多くの場合において社寺の境内と一体不可分の宗教的空間を構成していたことを示しているのだろう。

「二、祭典、法要又ハ参詣道ニ必要ナル箇所」のうち「祭典、法要」については、上地以前に行われていた旧規の儀式を復興したいというものが目立つ。たとえば、法華寺は「境内ノ大部上地セシメラレ(中略)古儀慣例ニヨルヘキ法会モ又之ヲ廃絶ニ帰セントセリ」(資料16)と、境内が縮小されたことで法要の「古儀」が廃絶してしまったので、それを復興して「本寺創設ノ趣旨」に立ち戻りたいという。「参詣道」については、参詣道そのものは「境内地」として残されているが、参詣道の周辺の森林は上地されたので境内地に戻してほしいという要求であり、たとえば、豊受大社は参詣道の両側の上地林は「神社ノ神聖ヲ扶殖」するためにも「神社ニ離ルヘカラサル要礎ノ森林」であると主張している(資料33)。

次に「三」と「四」も、その内容を見ると、同じく社寺運営上の必要性から境内編入を要望するものである。「三、歴史若クハ古記社伝等ニ於テ社寺ト密接ノ縁故アル箇所」とは、社寺と関係が深い古跡が山林とともに上地されてしまったので、その古跡を境内地に戻し、自らの手で管理・保存したいというものである。たとえば、法然院は、上地林中にある地藏堂で執行される「地藏講会」を復興したいので「旧地藏堂」を「遺跡」として境内に戻したいと述べている(資料26)。「四、社寺ノ建築ニ要スル箇所」は、建物の新築あるいは移築の「建設用地」を要求するもので、たとえば、法輪寺は「今回之レカ境内編入ヲ願ヒ聴許ノ上ハ本堂並ニ鎮守堂ヲ建設シ永ク廃絶ニ帰シタル明星会等大法要ヲ勤行シ」(資料13)と、境内編入の後に本堂と鎮守堂を建て、廃絶した法要を復興したいという。また、清水寺は、境内南の広大な山林の境内編入を希望し、そこに「地主神社ヲ始メ其他塔中泰産寺三重塔ハ法華三昧堂経堂及ヒ本堂東ノ方各伽藍等」を移転することによって、特別保護建造物である本堂や中心伽藍の堂宇の周囲に防火空地を設け、「永久火災ノ安全ヲ画策」するという壮大な伽藍計画案を提出している(資料6)(図1)。

さらに、「取扱方ノ件」にはあげられていないが、上地林への立ち入りが出来ないことで水源へのアクセスがなくなったために社寺運営上問題があるというものも多い。たとえば、高台寺は、飲用水や非常用水の水源が上地林の奥深くにあるが、近年それが涸渇しつつあり泥水が流出することもあるとし、それを自ら管理したいが「水源地ハ官林ニシテ本寺カ自僣ニ踏入スルコトヲ得ス」(資料17)と不満を述べている。

C) 防災

「五、特ニ社寺ノミノ災害防止(濫リニ防風林ト称スル類ヲ除ク)ノ為必要ナル箇所」は、防災的意義を有する「風致林野」の境内編入を認めることを明記したものである。その具体例を見ると、以下に詳述するように、①砂防、②防風、③防火用水、④河川防潮の4項目に分けられる。

「①砂防」をあげるものは、官林払い下げによる乱伐で土砂災害が起きることを懸念し、その予防のために上地林を境内編入して自ら植林をしたいというものである。たとえば、如意寺は、実際に明治23年に土

砂災害があったことをあげ、その「予防ノ為ニ裁殖セント欲スルモ官林ニシテ手ヲ下ス不能」と述べている（資料7）。このように官林なので社寺自身で林野の防災整備ができないという点をあげるものは少なくない。正法寺は「官林ハ繁茂シ荊棘ハ弥蔓シ雨時ニ際シ土砂ノ崩壊ハ樹木ノ傾覆為ニ屋庇ヲ破ルノ憂ナキニアラズ此ノ如クナルモ上地官林ノ境界ニ接シテ如何モナスベカラズ」（資料12）と陳情し、法華寺は、実際にしばしば土砂が崩れて建物や道路に被害があるのに官林のため「姑息」な修繕しかできないと訴える。

「②防風」は、上地林の払い下げなどにより境内周辺の林野が失われると、境内に風害が及ぶというものである。たとえば、光福寺は「官有林地ノ周囲ハ田面而已ニシテ該寺堂宇ノ風除ケ等ハ他ニ無之ニ付若シ万一将来該地変更亦ハ立竹木等ノ蔽伐ニテモセラルトキハ（中略）堂宇ハ裸体ノ姿ニ相成一暴風雨アレバ其度毎ニ堂宇ノ大破損ヲ生シ」という（資料1）。前記「取扱方ノ件」には「濫リニ防風林ト称スル類ヲ除ク」とあり、「防風林」目的のものは厳しく審査することが示唆されていたが²⁰⁾、同寺の境内は田地に囲まれた平地に立地しているため、境内の北西に広がる竹林は防風上境内に必要と判断されたのであろう。

「③防火用水」の必要性から境内編入を求めているものとしては、貯水池建設用地の確保と、防火用水源の管理の2種がある。境内の消火用の貯水池はむしろ境内よりも高所に設置するのが有効であるから、社寺境内の背後山はこの点に存在意義の一つがある。貯水池の設置を要望しているのは清水寺と清閑寺で、いずれも願書に「貯水池ヲ設ケテ万ノ災禍ニ備フル」ことを要望している（資料5・27）。実際、清閑寺は境内の北側の山林の編入が認められ、清水寺は境内の東側（奥の院の裏山）の山林の編入が認められている。一方、防火用水源の管理を要望するものは、境内付近の溪流を含むように上地林の境内編入を求めている。たとえば、海住山寺は、境内東の溪流を「消防の用水」とし、溪流を含む区域の境内編入を求め、高台寺は境内東の上地林にある溜池が「火防貯水」として必要であるという。

「④河川防潮」を理由としてあげているものとしては大原神社がある（図2）。「境内編入願」には、河川に面する上地林は「川流ニ沿ヒタル地位ナルヲ以テ洪水等ノ防禦ノ要」とあり（資料30）、同文書に添付された「境内見取図」を見ると、蛇行する河合川に突出する一画の土地を境内に編入することを希望している。しかし、大林区署の意見書に「現境内ハ（中略）杉檜雑等混淆中庸ノ林相ヲ為セルヲ以テ風致其他何レノ点ヨリ視ルモ編入ノ必要アルヲ認メズ」とあり、この編入希望は認められなかった。「社寺境内外区別図」を見ると境内の南側一帯に雑木林が描かれ、また、境内は周囲よりやや高い台地の上にあるから、編入希望地の（境内に対する）河川防潮林としての意義が認められなかったのであろう。

3. 編入許可地に見る「風致林野」の防災的意義

「境内編入」が許可された区域は、「京都府庁文書」の中の大林区署による測量図に「編入見込地」として明示される。また、「社寺境内外区別図」にも境内編入された面積とともに当該区域が図面に記入される。現在の地形図と重ね合わせるとそれら図面の精度はさほど高くないとわかるが、それでも編入許可地のおよその位置や範囲はわかる。以下では、それらの資料をもとに社寺による編入希望の理由と、編入許可地の面積や位置との関連性について考察したい。

今回調べた限り、境内編入を許可した理由は通常行政文書には明瞭に示されないから、どういう理由で境内編入が認められたのか、あるいは認められなかったのかについては、社寺による編入希望の理由と編入許可地の対応を見ながら推測するしかない。たとえば、願書に「防災」だけしか理由にあげていなければ、「防災」

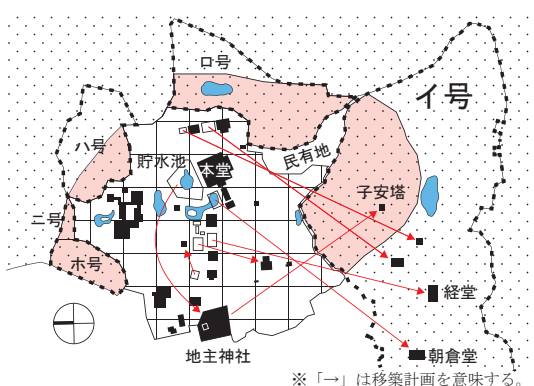


図1 清水寺境内外図（境内編入願添付図をもとに作成）

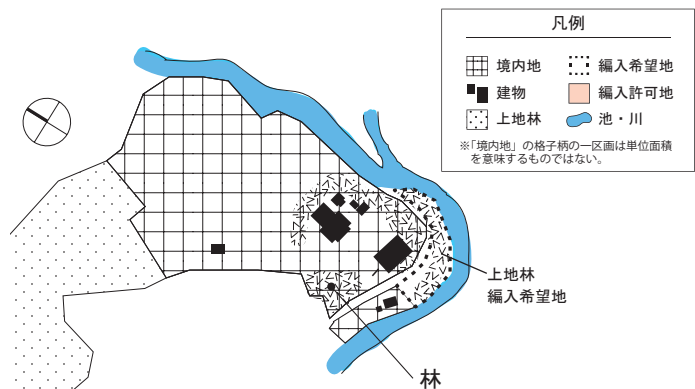


図2 大原神社境内外図（社寺境内外区別図をもとに作成）

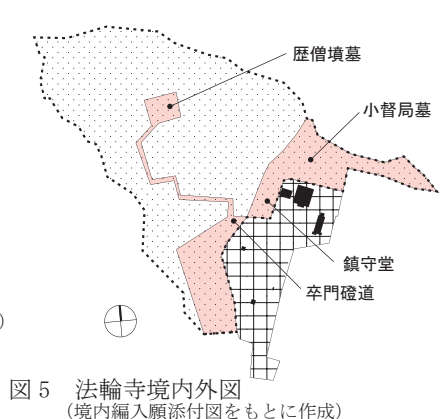
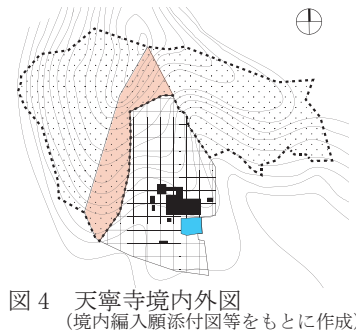
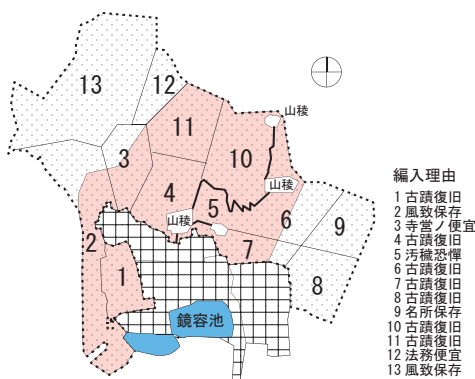
の意義が認められたと考えてもよいだろう。次に示すように、「防災」という理由をあげて出願したものは「風景美の保存」や「社寺運営上の必要性」から出願した場合よりも明らかに広域の境内編入が認められている。このことは、当時において「風致林野」の防災的意義が重視されていたことを示していると考えられる。

社寺が出願した編入希望地の面積に対する編入許可地の面積の割合（表の「充足率」）を見ると、出願の理由に「防災」をあげないものは37.8%（20件）であるのに対し、「防災」をあげるものは54.0%（16件）で、前者よりも後者のほうが明らかに大きい。さらに、下記のように「防災」をあげずに「風景美」や「社寺運営」をあげて編入が認められた場合は、その必要を満たす最小限の区域だけしか許可されていないと考えられる。

まず、「風景美の保存」のみをあげる社寺を見ると、境内から見える範囲（背後山の表側一部）の上地林だけが認可されている。そのため「充足率」は平均すると約12%しかない²¹⁾。つまり、ここでの「風景」とは境内の周辺環境を含めた広域の風景を念頭に置いたものではなく、あくまで境内から見える範囲のものに限られているわけである。そのことがよくわかる例として龍安寺がある。龍安寺の「境内編入願」を見ると、上地林を「第一号地」から「第十三号地」に区分し、それぞれの区域の編入理由を記している（図3）。第二号地は鏡容池の西側の山林で「鏡容池ト後大内全山ハ風致上離ル可カラザルモノ」とされ、第十三号地は境内の北西に広がる山地で「境内中最モ絶佳ノ麗峰」とされている（資料28）。つまり、いずれの区域も「風致保存」を理由にあげているが、許可されたのは第二号地の部分だけである。その理由は資料に記されていないが、前者は境内の中から見た風景の構成要素であるのに対し、後者はより広域の風景に関わるものであるためだろう。また、天寧寺は、「当寺ハ其森林ノ鬱茂幽趣ニヨリ其清雲ノ道場タル得ルモノニシテ一朝此茂林ヲ失フ時ハ殆ト其霊場ノ実相ヲ失フ」（資料20）と述べて上地林全ての境内編入を要求したが、編入が許可されたのは境内に接する上地林の西部のみである（図4）。大林区署による測量図と現在の地形図を重ね合わせてみると、その境界線は境内の西方の尾根線にほぼ一致しており、境内南の門から本堂を見たときの背後林、すなわち境内から見える範囲の山林だけが許可されたことがわかる。

「社寺運営上の必要性」をあげるものも、同じく必要最小限の区域しか認められていない。参詣道の整備や古跡の保存をあげて境内編入が認められたものを見ると、その参詣道の両側の狭い区域、あるいは古跡の周辺区域だけが境内編入されている。たとえば、法輪寺は「暦僧墳墓」という古跡の保存をあげて上地林全ての境内編入を求めたが、それが認められたのは、墳墓の周辺区域とそこに至る参道両側の小さな区域だけである（図5）。志明院は、上地林中の7つの古跡を含む区域の境内編入を希望したが、そのうち最も東の「座禅石」より東の区域は却下され、あくまで必要最小限の区域しか認めないという国の方針がよくわかる（図6）。水源地への出入についても、水源地までのすべての区域を含むのではなく、その流域にアクセスできる最小限の区域だけが許可されている。高台寺は水源のある上地林の奥深くまでの区域の編入を要求したが、許可されたのは「水溜」を含む区域までであった（図7）。

一方、「防災」という理由だけで編入が認められたものは3件あるが、それらの「充足率」はいずれも100%である。光福寺は、既述のように境内を囲う上地林が伐採されることによる暴風雨の被害を懸念していたが、それがすべて編入許可されているし（図8）、永林寺も境内の背後林の地形が「険峻」であることを述べつつ土砂災害予防の必要性に言及しているが、背後林の山頂を含む区域がすべて認められている（図9）。「風景美の保存」では境内から見える範囲しか認められなかったが、永林寺の編入許可地は山の稜線を越えたところ、つまり境内から見えない区域にまで及んでいる。また、藤神社（藤社神社）も、境内南方の急峻な斜面の上地林が乱伐され、土砂災害が起こることを危惧し、境内編入を要求した上地林はすべて編入



許可されている。地形図を見ると境内は磯砂山の裾野の扇状地に立地し、谷筋の溪流が境内の池に流れ込み、土砂災害の危険性が比較的高い立地条件にあるといえる。

また、「編入願」のなかでは理由としてあげられていないが、結果的には「砂防」が配慮されたことがうかがえるものも散見される。たとえば、月輪寺は上地林中の「九条殿御殿旧跡」の保存、参詣道の整備などをあげているが、編入地を見ると、境内の北側一帯はそれらの理由とは関連せず、「風致」（美観）の理由としても他の事例では見られないほど広範囲に許可されている（図10）。その理由は正確にはわからないが、同寺は愛宕山の山腹の谷地に立地しているから、砂防上の意義が配慮されたものと思われる。また、法然院も上地林中の「旧地蔵堂」が「大法会執行地」としての必要性から境内編入を許可されているが、前記のようにこの場合は古跡周囲とそこに至る参詣道の両側のみ許可されるのが通常であることを勘案すれば、例外的にかなり広範囲に境内編入が認められている。同寺の地形を考慮すると、ここでも月輪寺と同様に砂防上の理由が配慮されたものと思われる。このような行政側の砂防への配慮は、おそらく明治20年代の森林破壊の進行と水害の激化がその背景にあり、明治30年に砂防法が制定されたことからもうかがえるように、当時の社会の山林に対する防災意識の高まりと無関係ではないだろう²²⁾。

4. 結論

本稿は、明治期の「境内編入」に関する行政文書をもとに当時認識されていた「風致林野」の意義について考察し、以下のことを明らかにした。

「風致林野」であれば上地した社寺林の「境内編入」を可能とする国有林野法第三条第三項は、そもそも政府原案にはなく、帝国議会の法案成立過程において社寺の「風景保存」のために加えられたものであった。また、その過程で条文から「風景」という文言が消失したことで、「風致林野」の意味を「風景美の保存」に限定せず、より広い観点から「風致林野」が捉えられるようになった。

当時の行政文書を見ると、「風致林野」の意義は(1)風景美の保存、(2)社寺運営上の必要性、(3)防災の3点に認められていた。(1)は、上地林の払い下げ等により境内周辺の自然景観が損なわれつつあることを指摘し、森林を自己管理したいというものである。(2)は、境内が大幅に縮小されたことにより、様々な点で社寺の運営上の不都合が生じたこと——すなわち境内周辺の林野は境内と運営上一体のものであること——を訴えるものである。(3)の「防災」的意義としては、①砂防、②防風、③防火用水、④河川防潮がある。「①砂防」は、上地林の乱伐による土砂災害を懸念し、社寺自ら森林管理を行いたいというものである。

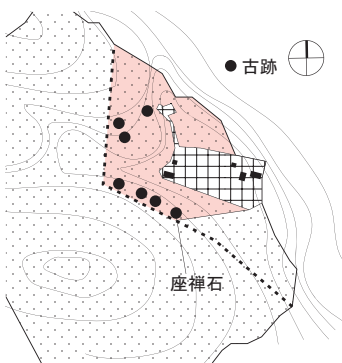


図6 志明院境内外図
(社寺境内外区別図等をもとに作成)

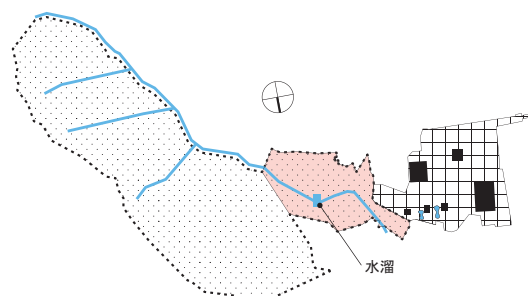


図7 高台寺境内外図
(境内編入願添付図をもとに作成)

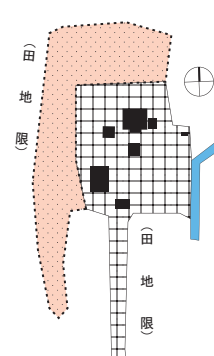


図8 光福寺境内外図
(社寺境内外区別図をもとに作成)

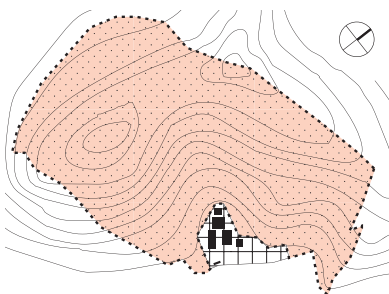


図9 永林寺境内外図
(社寺境内外区別図等をもとに作成)

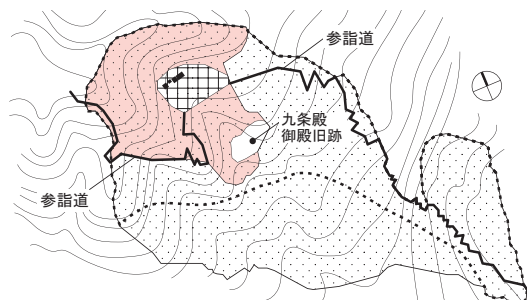


図10 月輪寺境内外図
(社寺境内外区別図等をもとに作成)

凡例	
	境内地
	編入希望地
	建物
	編入許可地
	上地林
	池・川

※「境内地」の格子柄の一区画は単位面積を意味するものではない。

「②防風」は、境内周辺の林野が失われると境内に風害が及ぶというものであり、「③防火用水」は、上地林中に防火用の貯水池を確保しつつ、その水源管理の必要性をあげるものである。「④河川防潮」は、境内付近を流れる河川の洪水時に防潮林として機能するというものである。

社寺による編入希望の理由と編入許可地の対応関係を見ると、「防災」という理由をあげて出願したものは「風景美の保存」や「社寺運営上の必要性」から出願した場合よりも、明らかに広域の境内編入が認められている。このことは、当時「風致林野」の有する防災的意義が重視されていたことを示している。また、「編入願」に理由としてあげられていないものでも、結果的には「砂防」が配慮されたと見られるものも散見されるが、これはおそらく明治20年代の森林破壊の進行と水害の激化を背景とした山林に対する一般社会の防災意識の高まりと関係するのだろう。

大正8年の都市計画法に定められた「風致地区」制度に見られるように、「風致」という用語は今日に至るまで一義的には「自然的景観」を意味している²³⁾。しかし、いうまでもなく社寺周辺の林野は、「風景美」の構成要素であるだけでなく、上地以前には境内と一体不可分の宗教的空間を構成していたし、さらには、社寺境内にとっての重要な防災的意義を有しているのである。明治期における「風致林野」の「境内編入」の目的と実態は、「防災」を含めた社寺周辺林野の多義的な存在意義を改めて我々に認識させてくれる。

註

- 1) 「社寺領上知令」において「上地」とせず「上知」としているのは、同法令が知行権を取り上げることを主眼としたためとされる。本稿では「社寺領上知令」のみに「上知」の語を用い、上知令による土地の没収を意味するときは「上地」と表記する。
- 2) 上地林の境内編入面積の全国的推移を見ると、大正期以降は大きく減少しているため、ほとんどの境内編入は明治期に実施されたと言ってよい。試みに『国有林野一斑（第14回）』（農林省山林局編、昭和6年）所収の表「国有林野譲与組換境内編入」を見ると、明治41～44年度における全国の境内編入面積の平均は187haなのに対し、大正元～14年度は平均24haしかない。
- 3) 国有林野法による「境内編入」について記されている既往の文献としては、『社寺境内地処分誌』（大蔵省管財局、昭和29年、pp. 198-202）、『農林行政史 第五巻（下）』（農林大臣官房総務課編、1963、pp. 1418-1420）、『明治林業史要』（松波秀実、1919、p. 582）のほか、河村忠伸「近代社寺林制度の変遷」（『神道国家』2014、pp. 51-76）などがある。
- 4) 『清水寺史 第二巻 通史（下）』清水寺史編纂委員会、1997、p. 507
- 5) 境内編入の実施された京都府社寺の全体像について既に筆者らは「国有林野法による京都府社寺上地林の境内編入と古社寺保存」（『日本建築学会大会学術講演集梗概』2015年9月）の中で明示しつつ考察を加えている。
- 6) 作成時期によって「社寺境内外区別図」と「社寺境内外区別（取調）図面」の2つの異なる名称のものがあるが、本稿では両者をあわせて参照・分析しているため「社寺境内外区別図」と一括して表記することとする。
- 7) 「大林区署」は国有林を管理する農商務省の末端機関であり、「国有林野法施行規則」（第二条ノ一）に、内務農商務は社寺から境内編入を出願する願書を受領したときに、大林区署が現地調査を行い、編入の可否に関する意見書を提出すると定められている。
- 8) 丸山宏「明治期京都における社寺上地林の風致」（『京都大学農学部演習林報告』、1987、pp. 233-247
- 9) なお、『社寺明細帳』・『寺院明細帳』（京都府立総合資料館蔵）にも、国有林の境内編入や払下げなどにより境内面積に変化があった場合にその日付と面積が記録される。本稿での考察はむしろこれらの資料の記載内容も踏まえている。
- 10) 「国有林野ヲ寺院現境内地ニ編入又ハ組換箇所面積調」（国立公文書館蔵、『昭和財政史資料第1号第58冊』所収）によれば、全国の寺院の「上地林編入面積」は総面積約2,356町歩（881件）であり、そのうち京都府の寺院は総面積約173町歩（42件）である。この資料の作成年月の記載はないが、この前後の資料が大正14年から昭和6年なので、この期間に作成されたものと見られる。
- 11) 国有林野法の成立過程については、山口輝臣『明治国家と宗教』（1999、pp. 203-276）の中で取り上げられているが、本稿で述べるような第三条第三項が定められた経緯やその背景にあった意図については述べられていない。
- 12) 「第十回帝国議会 衆議院議事速記録第二十五号」（内閣官報局「官報号外」明治30年3月16日、p. 410）
- 13) 「第十三回帝国議会 衆議院議事速記録第二十二号」（印刷局「官報号外」明治32年2月1日、p. 280）
- 14) 「第十三回帝国議会 衆議院国有林野法案外三件審査特別委員会速記録 第七号」（p. 75）
- 15) 「第十三回帝国議会 衆議院議事速記録第三十八号」（印刷局「官報号外」明治32年3月1日、p. 560）
- 16) 「第十三回帝国議会 貴族院議事速記録第四十四号」（印刷局「官報号外」明治32年3月10日、p. 705）
- 17) 『社寺境内地ニ関スル沿革的法令集』（管轄管財局国有財産課編、1926、pp. 286-289）。なお、この文書と同内容のものが、すでに明治32年12月5日に大林区署長に通牒済みであったことが指摘されている（『農林行政史 第五巻（下）』前掲、pp. 1418-1420）。
- 18) 明治29年頃に京都府知事に提出された一連の書類は、国有林野法制定以前のものであるため文書名は異なるが、内容的に「境内編入願」に準ずるものであるため、本稿では両者を合わせて「境内編入願」と呼ぶこととする。
- 19) 試みに明治期の国語辞典で「風致」の語意を見ると、たとえば『言海』（明治24年刊）に「アリサマ、オモムキ、アヂハヒ」とあるように、その意味はかなり漠然としているが、とりあえずは「見えがかりの美しさ」（美観）を意味していたと見てよいだろう。
- 20) 「防風」という理由の出願には却下されたものが少なくない。たとえば志明院は、明治35年3月「境内編入願」では「風防上」の理由で編入を希望していたが、それが「不備」とされ、翌年4月に上地林内の古跡の保存をあげてようやく編入が認められた。永林寺も明治36年1月「境内編入願」において水源確保と防風という理由で出願したが、それが却下され、同年4月に「防砂」をあげたことで許可された。山八幡宮では社殿西の山林を含む区域が防風林として編入されたが、これは社殿が特別保護建造物に指定されていたことと無関係ではないだろう。
- 21) 「風景美の保存」だけをあげる社寺には天寧寺、松尾大社、売布神社がある。「風致」の定義は不明瞭であるが、これらの社寺の「境内編入願」には自然景観の保存を求める記述があるから、「風景美の保存」という意図が明確である（表の「美観」欄を参照）。
- 22) 栗島明康「砂防法制定の経緯及び意義について—明治中期における国土保全法制の形成—」（『新砂防』2014年1月、pp. 76-87
- 23) 種田守孝他「戦前期における風致地区の概念に関する研究」（『造園雑誌』1989年3月、pp. 300-305）、福島信夫他「京都市における風致地区指定の変遷に関する研究」（『都市計画論文集』日本都市計画学会、2008年10月号、pp. 667-672）